

鎌倉市基本構想

鎌倉ビジョン 2034

基本構想について

「鎌倉市総合計画条例(平成24年6月条例第1号)」第2条第2号では、基本構想を「まちづくりの基本理念並びに将来都市像とその実現に向けた将来目標及びその方向性を示すもの」と規定しています。

そこで、次のとおり基本構想期間、基本構想の名称、基本理念、将来都市像及び将来目標を定めます。

基本構想期間

令和8年(2026年)度から令和16年(2034年)度までの9年間とします。

ただし、基本計画の計画期間満了時や見直し時にあわせて基本構想も点検や見直しを行うこととし、その際に改めて基本構想期間を設定します。